

平成 28 年度税制改正に関する要望

平成 27 年 7 月

公益財団法人 公益法人協会

平成 28 年度 税制改正に関する要望について

公益財団法人 公益法人協会

理事長 太田達男

日本経済は、いわゆるアベノミクスにより、回復基調にあるものの、消費者レベルの所得水準は依然として低迷、財政はますます厳しさを増し、国民の生活に関しては先行き不安が払しょくされたとは言い難い状況下にあります。

また、長期にわたり赤字が継続している我が国の財政と社会保障制度が、現状のままでは立ち行かないことも明らかです。社会保障、社会保険としての公助は限界に来ており、生活を個人それぞれが守る自助にも限界があります。このような環境の中で、多種多様な社会的課題に取り組む非営利の公益活動が今後果たすべき役割は、益々重要になってくるでしょう。

日本社会を見渡してみれば、若年無業者、非正規雇用、貧困、ホームレスなどの就労・格差の問題、いじめ、不登校、学級崩壊などの教育の問題、温暖化、環境汚染、ゴミなどの環境の問題、文化財保護、伝統文化の後継者不足などの文化的な問題、介護、独居、孤独死などの高齢社会の問題、虐待、孤児などの子育ての問題、過疎化、高齢化、シャッター商店街、空き家などの地域コミュニティが抱える問題、被災からの生活再建、避難所生活、住宅の倒壊などの自然災害地域の抱える問題など、様々課題が山積しています。

これら複雑で広範囲にわたる問題には行政（第1セクター）や企業（第2セクター）だけでは対処しきれず、第1セクター、第2セクターと並んで、非営利セクター（第3セクター）が、社会を構成する三つのセクターとして、それぞれの特徴と機能を活かして、それぞれの分野で活動し、課題解決にあたることが社会の均衡的な発展に役立つものと期待が高まっています。

非営利公益活動の分野では、高齢者支援、子育て支援、青少年の健全育成・

教育増進、文化芸術、国内外の災害支援、奨学金や学術研究助成など、コミュニティや専門分野の最前線で多くの方々が献身的に活躍しています。

日本においては、これら非営利の組織は慢性的な資金難や様々な過剰な規制により活動の拡大にも限界がある中、創意工夫を凝らして安心、安全で安定した社会を作るために懸命に活動を続けています。

公益法人協会は、資産寄附税制の拡充など税制上の支援措置、公益法人の認定基準等規制緩和、公益信託制度の抜本改革などを要望しています。これは個人資産の寄附を支援し、非営利セクターへ資金の流入を促し、公益団体がより自由闊達に社会に一層貢献できる場を広げることを狙いとするものです。ひいてはこれらの政策により公益団体の活動が促進、拡大し、市民が安心・安全に暮らせる社会、心の豊かさをも併せ持つ社会を実現すること、真の意味での日本社会の再生と成長に向けた大きな戦略の一つになるものであると確信しています。1,500兆円を超す金融資産だけでなく、不動産なども含めれば膨大な額に上る個人資産を、非営利組織が担う民間公益活動の場への自主的な流入を促進させる政策は、まさに安倍首相が成長戦略について語った「人材、資金、土地など、あらゆる資源について、その眠っている「可能性」を、存分に発揮させる。そして、生産性の低い分野から、生産性の高い分野へ、資源をシフトさせていくこと。「成長」とは、それを実現していくことに他なりません。」にもかなうものであります。

本年6月30日、「経済財政運営と改革の基本方針2015」が閣議決定されましたが、その中で、「共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、関係府省庁が連携してボランティア参加者の拡大と寄附文化の醸成に向けた取組を推進するとともに、NPOやソーシャルビジネス等の育成等を通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進する。」と述べられていることは、非営利セクターにとっても大いに評価し、歓迎すべきことです。これらの非営利セクターの活動は、多様な地域・分野において、規模の大小問わず及んでおり、こういった活動を寄附文化の醸成によって支えることは、例えば格差拡大といった、現在のみならず、将来において社会コストが増加することを予め防ぐことにも資するものです。

一方、国際社会に目を転じると、現在世界共通の開発目標としてミレニアム開発目標（MDGs）を掲げ、「極度の貧困と飢餓の撲滅」「ジェンダー平等推進と女性の地位向上」「環境の持続可能性確保」「グローバルなパートナーシップの推進」など8つの目標や、現在、国連において議論されている新たな「持続可能な開発目標（SDGs）」の策定・達成に向けた取り組みが推進され、日本も積極的にこの取り組みに関わっています。さらには、経済及び財政危機、自然災害等による世界情勢の不安定化、新興国の躍進等の国際情勢の変化も相まって、MDGsでは十分対応しきれない新たな課題（気候変動や生物多様性の保全等）や、MDGs達成後もなお残された喫緊の課題（失業人口の増大、食糧価格の高騰、所得格差の拡大等）も指摘されています。

世界中で持続可能な開発を実現するためには、一人一人がその能力を最大限に発揮し、より良い社会を築くために共に参画することが重要です。国際社会が多様化した現在、全てのステークホルダーが、世界の持続可能な開発という、共有された利益のために力を合わせる必要があります。世界は今まさに転換期を迎えようとしており、非営利セクターへの役割と期待はますます高まっています。日本がこの世界的潮流に寄与するためにも、社会的企業を含む非営利セクターへの支援税制の維持、拡充は重要となっており、その実現を切に願うものです。

以上

目 次

●平成 28 年度税制改正要望項目	6
-------------------------	---

●平成 28 年度税制改正要望（全文）	9
---------------------------	---

I 寄附金税制について ―フロー税制―

1 税額控除制度に係る P S T 要件の撤廃	9
2 個人の寄附金に係る繰越控除制度の導入	11
3 寄附金控除の年末調整対象化	11
4 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化	12

II 資産寄附税制について ―ストック税制―

1 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し	13
2 相続税非課税措置の適用要件の見直し	14
3 特定寄附信託税制の拡充	15
4 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し	16

III その他

1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し	17
2 移行一般法人に対するみなし寄附金制度の導入	17
3 奨学金借用証書に係る印紙税	18

●平成 28 年度 税制改正要望項目

I 寄附金税制について ―フロー税制―

1 税額控除制度に係る P S T 要件の撤廃

- 公益法人に寄附をした場合の税額控除制度の適用対象となる要件について、P S T（パブリック・サポート・テスト）要件を撤廃すること。

2 個人の寄附金に係る繰越控除制度の導入

- 個人の寄附金控除について、5 年間の繰越控除を認めること。

3 寄附金控除の年末調整対象化

- 寄附金控除について年末調整で適用できるようにすること。

4 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化

- 大規模災害発生時において復旧復興支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

II 資産寄附税制について ―ストック税制―

1 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し

- ①公益法人に対する生前贈与や遺贈におけるみなし譲渡所得税非課税措置の適用にあたっては、相続税非課税措置制度と同様、国税庁長官の承認は不要とすること。
- ②みなし譲渡所得税非課税措置の適用要件に関し、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。

2 相続税非課税措置の適用要件の見直し

- ①相続税非課税措置の適用要件に関し、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。

- ②相続税非課税措置の取消しの場合も、みなし譲渡所得非課税措置と同様、課税対象は受贈者たる公益法人とすること。

3 特定寄附信託税制の拡充

- 信託財産は、金銭に限るとされているが、有価証券や不動産等の現物資産も認め、みなし譲渡所得税を非課税とすること。

4 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し

Ⅲ その他

1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

- 消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、使途に関連する適正と認められる管理費を除いた金額分を対象とするように改めること。

2 移行一般法人に対するみなし寄附金制度の導入

- 特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人に対して、公益目的支出計画実施期間中は、みなし寄附金（所得金額の 20%を損金算入）を認めること。

3 奨学金借用証書に係る印紙税

- 公益法人が公益目的事業として行う奨学金貸与事業において、奨学金の借用証書にかかる印紙税を非課税とすること。

以上

●平成 28 年度 税制改正要望（全文）

21 世紀日本社会において様々な社会的課題に取り組む非営利組織の果たす役割は極めて重要であり、これらの団体に対する市民のボランティアな協力活動や資金的支援（寄附）による更なる公益活動の促進が強く望まれている。加えて、各団体の持続的発展のため、個人の資産形成が進み寄附文化の醸成を図るためには、恒常的なフローとしての所得からの寄附金のみならず、ストックからのまとまった財産の一時的な寄附をも奨励支援する制度の構築が必要と考える。

I 寄附金税制について ―フロー税制―

<ねらい>

公益セクターへの少額寄附の促進、寄附を身近なものにし、寄附文化醸成を図る。

1 税額控除制度に係る P S T 要件の撤廃

○公益法人に寄附をした場合の税額控除制度の適用対象となる要件について、P S T（パブリック・サポート・テスト）要件を撤廃すること。

- ・そもそも、PST 要件は、NPO 法人が、その活動実績をもとに、認定 NPO 法人となるために求められる公益性の審査に係る項目のうち、広く市民からの支援を受けているかどうかの実績を判断する基準であって、既に民間有識者からなる第三者委員会により、法定された公益性の要件やガバナンスの適正について審査を経ている公益法人に課す意義に乏しい。
- ・この PST 要件が課せられている結果、税額控除の対象となるための PST 要件について、行政庁から要件充足の証明を受けている法人数は、約 9,400 の公益法人のうち 910 法人（9.7%）である。（平成 27 年 7 月末日現在）

- ・一方、平成 23 年度に導入された公益法人への個人寄附金に係る税額控除制度について、その効果は着実に得られており、内閣府によれば、税額控除の対象となった法人の寄附金収入は、50%以上増加している¹。
- ・このような現状においては、制度導入当初に既に個人寄附金を活用していた法人のみがその恩恵を受けることができるのみであり、税額控除制度導入の趣旨である個人寄附金全体の増加には応えられていないのが現状である。
- ・すなわち、個人寄附金に対する公益法人のスタンスは、
 - ア 個人寄附金収入を重視しており、現に PST 要件を充足している法人
 - イ 主に企業等からの大口寄附金に基づいて活動しており、個人寄附金収入を重視していない法人
 - ウ 現時点では、事業収入が多くを占めているが、今後、個人からの寄附金収入の活用を考えている法人
 の3つに分類できるところ、アの法人のみが税額控除の対象となり、その他の法人は、PST 要件を充足できず、個人寄附金の調達に苦慮している。

公益法人による個人寄附金を原資とする公益活動の拡大を図るためには、PST 要件を充足できずに寄附金調達に苦慮している法人（主に上のウに該当する法人）を念頭に、PST 要件の見直しを検討する必要がある。
- ・なお、内閣府の資料や当協会がインターネットを通じて行ったアンケート調査結果を基に推測すれば、ウの区分に該当する法人は、約 1 ～ 2 割程度と考えられる²。
- ・このような現状に鑑みると、一部の限界事例として要件を満たしえない法人のために、全法人に対して PST 要件及びそれに伴う申請・審査手続等のコストをかけることが果たして適当と言えるか、再考の余地がある。
- ・以上を踏まえれば、公益法人について、PST 要件を充足する意義は乏しく、また、税額控除制度は、その有効期限が 5 年間とされているところ、平成 28 年度は、制度施行年度たる平成 23 年度に PST 要件充足の証明を受けた法人の期限が切れる年度であり、このタイミングで要件を見直し、撤廃するにふさわしい年度である。

¹「公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に係る実態調査」（平成 25 年 11 月）によれば、税額控除制度の対象となった法人において個人の寄付金の増加率は 194.3%であり、金額ではほぼ 3 倍に増加している。

²注 1 の「実態調査」によれば、税額控除の対象となっていない法人のうち、税額控除の適用を希望すると回答した法人は、9.6%である。また、当協会アンケート結果（<http://www.kohokyo.or.jp/research/docs/seido1407report.pdf>）によれば、税額控除制度に係る PST 要件について、全回答（2,103 件）のうち、「撤廃してほしい」という回答は、371 件（約 18%）に過ぎず、約 8 割が「存続してもよい」、「どちらともいえない」と回答している。このことは、多くの法人が①PST 要件を充足している、②現時点において税額控除制度のメリットを享受する意向がない法人と言え、PST 要件によって、税額控除制度を享受する目的が達成できていない法人は 2 割程度であると推測できる。

（この点に鑑みれば、最低限、既存の PST 要件充足法人については、寄附金収入状況等が大きく変化することは想定しづらく、最低限、既存の税額控除対象法人については、有効期限を撤廃することも一案である。）

- ・なお、仮に他の税額控除制度の対象となっている法人類型（学校法人、社会福祉法人等）との制度的整合性等を理由として、公益法人についてのみ PST 要件を撤廃することが平成 28 年度において困難であるとした場合であっても、平成 27 年度税制改正において、学校法人等について認められた小規模法人に係る特例³については、少なくとも公益法人についてもその趣旨が妥当することから、当該特例に沿った見直しを行う必要がある。

関連条項：租税特別措置法 41 条の 18 の 3、同施行令 26 条の 28 の 2

2 個人の寄附金に係る繰越控除制度の導入

○個人の寄附金控除について、5 年間の繰越控除を認めること。

- ・臨時に多額の所得があり、これの全部または一部を寄附する場合や有価証券不動産など評価性資産を寄附する場合、寄附した年だけでは、寄附金控除限度額を超過してしまうのが実際である。
- ・一方、例えば、上場株式等の売却等により生じた損失については、翌年以降 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができることなど対比すると、公益法人等への寄附金については、繰越控除が認められていないことは、その均衡を失うと考えられる。
- ・個人の臨時的な所得や保有有価証券等の寄附を奨励する見地から、「超過寄附金の繰越控除」を制度化していただきたい。アメリカでは、一定の要件の下で 5 年間の繰越控除を認めている。

3 寄附金控除の年末調整対象化

○寄附金控除について年末調整で適用できるようにすること。

- ・現在、寄附金控除を受けるには確定申告しなければならない。しかしながら、

³学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が 5,000 人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が 100 人以上であることとする要件（現行要件）を、その定員の合計数を 5,000 で除した数に 100 を乗じた数（最低 10 人）以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が 30 万円以上であることとする要件を加える。（「平成 27 年度税制改正の大綱」（平成 27 年 1 月 閣議決定））

ごく一般の給与所得者にとり確定申告自体が不慣れであり、寄附金控除を受けようとするところまで行かず、また、所得が確定してはじめて、寄附金控除の限度額や損金算入の限度額が分かる仕組みでもあるため、寄附促進のインセンティブが求められている。

- ・一般の人々が日常感覚で寄附することを後押しするような制度の一つとして、寄附金の年末調整の対象化を実現していただきたい。

関連条項：所得税法 190 条 2 号

4 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化

○大規模災害発生時において復旧復興支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

- ・東日本大震災における震災関連寄附金では、寄附金控除の特例が認められ、公益法人への寄附金もその対象となっている。しかし、その範囲は極めて限定的で、自ら被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金に限られている。
- ・公益法人等が募集する震災関連寄附金の対象範囲に、被災者支援活動に対する助成事業に必要となる費用に充てるための寄附金を含め、被災者支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう、指定要件を改めるとともに、緊急時に速やかに発令できるよう予め制度化を求めるものである。

関連条項：震災特例法第 8 条第 1 項、平成 23 年 3 月財務省告示 84 号

Ⅱ 資産寄附税制について —ストック税制—

<ねらい>

土地、建物、美術品、有価証券、著作権など、個人資産を寄附市場に誘導し、社会的インフラを整備し、非営利組織の活動基盤を強化し、民間公益活動を促進する。特に地域に眠る土地、空き家の有効活用は、地域コミュニティの活性化にもつながる。

1 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し

資産寄附を促進するような制度の見直し、または、運用の見直しを行うこと。

- ①公益法人に対する生前贈与や遺贈におけるみなし譲渡所得非課税措置の適用にあたっては、相続税非課税措置制度と同様、国税庁長官の承認は不要とすること。
- ②国税庁長官の承認を残置するとしても、以下のような見直しを図ること。
 - ②－Ⅰ 承認までの手続に要する処理期間を定め、予め公表すること。
 - ②－Ⅱ 通達において、社会的存在として認識される程度の規模を有するものの例として挙げられている10の事業に限らず、公益法人が行う公益目的事業に直接供されている限り、柔軟に認めること。
 - ②－Ⅲ みなし譲渡所得非課税措置の適用要件に関し、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。

- ・本制度の趣旨は、多額の資産を保有する資産家個人や、一時的に多額の収入を得た者等の意思により、その資産を公益活動に資するものとして寄附を行いやすくするものである。しかし、現状の制度・運用では、以下のとおり、複数の理由から活用されておらず、公益法人への本事例の適用例は数十件程度しかない。

ア 資産を寄附した後で国税庁長官の承認を受ける必要があることから、寄附時には、みなし譲渡所得税が非課税となるか否かが明確でなく、承認を受けられない可能性や結果として承認が受けられなかった場合に発生する課税額（課税リスク）に鑑みて寄附を躊躇してしまう。

イ 現状の運用では、当該承認を得るまでに数年かかる事例が存在することが社会的に認識されており、課税リスクをさらにネガティブにとらえてしまう。

・このような現状を踏まえつつ、資産寄附を促進するため、

① 国税庁長官による承認を不要とする。なお、これによっても、公益法人については、その事業の公益性や内部のガバナンスの適正性は第三者委員会による審査によって担保されており、改めて事業の公益性を審査する必要性に乏しい。加えて、資産寄附を公益目的事業に充てることや、寄附者の所得税課税を不当に減少させるものではないといった他の要件については、事後的に一般的な税制のルールを順守しない者に対する措置と同様に、税務調査等に引き続く処分において対処すべきものである。

② 仮に国税庁長官による承認を維持すべき特段の理由があったとしても、

I 前述の寄附者による課税リスクを不相当に恐れることのないよう、承認に至る期間を、例えば3か月と定め、それを予め公にしておくこと

II また、現在の通達〔租令第25条の17第5項第1号関係〕において、要件該当性の判断基準として、「公益目的事業の規模」は、事業が社会的存在として認識される程度の規模を有するものとして取り扱うとされ、その例示として10の事業が掲げられているが、これらはあくまで例示であって、第三者委員会によってその公益性が担保されている公益法人が実施する公益目的事業については、柔軟に要件該当性を認めること

III あわせて、その場合には、要件の一つである「公益目的事業に直接供される」という点について、例えば、当該資産が当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合、及び財産種類の変動があった場合でも、当該資産の時価相当額を公益目的事業に充てていれば、直接公益に供したものとみなすなどの柔軟な対応をすること、すなわち、現状では寄附時に予め定められた個別具体の一の公益事業にその用途が固定されているが、他の公益事業であっても、その公益性は前述のとおり担保されていることから事後的な変更は可能とする

といった見直しが求められる。

関連条項：法人税法施行令第77条、所得税法施行令第217条、租税特別措置法第40条、租税特別措置法施行令第25条の17、租税特別措置法施行令第40条の3。

2 相続税非課税措置の適用要件の見直し

- ①相続税非課税措置の適用要件に関し、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。
- ②相続税非課税措置の取消しの場合も、みなし譲渡所得非課税措置と同様、課税対象は受贈者たる公益法人とすること。

①（直接公益の用に供する要件の見直し）

- ・上記みなし譲渡所得税非課税措置と同趣旨である。

②（相続税非課税措置の取消し後の課税対象者）

- ・みなし譲渡所得税の非課税特例措置により、財産を受贈した公益法人が後発的事由により非課税特例措置の取消しを受けた場合は、当該公益法人がみなし譲渡所得税の課税対象となる（平成 20 年度税制改正）のと同様、相続税非課税措置の取消しの場合も、贈与者の地位の安定を損なうことを避けるため、相続税の課税対象は受贈者たる公益法人とするのが適切であろうと考える。

関連条項：租税特別措置法第 70 条

3 特定寄附信託税制の拡充

- 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）の信託財産は、金銭に限るとされているが、有価証券や不動産等の現物資産も認め、みなし譲渡所得税を非課税とすること。

- ・特定寄附信託制度は、公益法人や認定特定非営利活動法人など社会的課題解決の担い手へ、一定程度の寄附することにより支援する仕組みとして、平成 23 年度税制改正により新たに設けられたものである。
- ・この制度は、寄附者が金銭を信託し、信託した金銭の 3 割以内の範囲内で給付を受けつつ、毎年、委託者の意思に従って寄附を行える信託であり、委託者は毎年の寄附金控除の適用に加えて、運用財産の利子非課税措置を受けることができる。
- ・しかし、現在の税制上の優遇措置は、実質上利子配当所得非課税に限られており、寄附者にとって魅力の薄い制度である（寄附金の所得控除や税額控除は信託制度を介在せず直接寄附した場合と同様であり、本制度特有の措置ではないため）。
- ・米国のブランド・ギビング信託の一つ「公益残余信託」では、金銭以外の財

産を信託財産として受け入れ、信託において譲渡した場合でも譲渡益を課税せず、公益活動に利用することが認められるなどの措置が講じられ、個人寄附の増加に寄与している。

- このような例にならい、特定寄附信託制度を活用して、個人資産を寄附市場に誘導する最も効果的な税制上の措置として、有価証券や不動産等現物資産を当初信託財産として設定することを認め、公益法人等に寄附する割合に応じて、みなし譲渡所得税を非課税とするなど、寄附をより一層促進するための所要の措置を講じられたい。

関連条項：租税特別措置法 4 条の 5、同施行令 2 条の 36

4 公益信託制度の抜本の見直しに伴う税制の見直し

○公益信託制度の抜本の見直しは急務ですが、公益法人制度と平仄を併せた所要の税制措置を講じること。

- 公益法人制度改革 3 法が平成 20 年 12 月に施行され、新制度への移行期間は、平成 25 年 11 月末をもって終了した。一方、公益信託については、平成 18 年 12 月公布の信託法においては改正は行われず、同法案審議の際の衆・参両法務委員会の附帯決議において「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされたものの、手付かずのまま今日に至っている。そのため、公益法人では廃止された主務官庁制度が公益信託では存続しているという不均衡を生じている。
- 附帯決議が述べているように、公益信託は、信託形式で民間公益活動を行うための制度としてまさに「公益法人と社会的に同様の機能を営むもの」にほかならず、その点で、制度的にも公益法人制度と整合的なものにすることが急務と思われる。
- 弊協会では、公益信託制度の早期抜本改正を別途関係方面に要望を継続中であるが、税制の検討にあたっては、公益法人制度と平仄を併せた所要の措置を講じ、拠出時の寄附金控除、寄附金の損金算入、運用収益の非課税措置等、新公益信託制度に相応しい税制の整備をされるよう要望する。

関連条項：所得税法 78 条、法人税法 37 条、租税特別措置法 78 条

Ⅲ その他

1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

○消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、使途に関連する適正と認められる管理費を除いた金額分を対象とするように改めること。

- ・消費税法施行令の一部改正により、募集要綱等においてその全額の使用が課税仕入れ等以外に限定されているものについては、特定収入から除外することとされた。
- ・寄附金募集に係る目的事業を実施する場合、人件費等の管理費が通常は必要である。事業の策定、助成先等の調査及び選考、活動経過の追跡などに一定の費用が必要である。これらの資金を全額自己資金で賄うことは通常は稀であり、また、寄附者も管理費への一部使用を了承して寄附することが一般的である。このようなことから、折角本制度を創設していただいたが、僅か2件のみしか行政庁の適用証明を取得していないのが現状である。
- ・したがって、一定の適正な管理費に寄附金を充当する場合であっても、その金額を除いて特定収入に該当しないことと改めていただきたい。

関連条項：消費税法施行令第75条

2 移行一般法人に対するみなし寄附金制度の導入

○特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人に対して、公益目的支出計画実施期間中は、みなし寄附金（所得金額の20%を損金算入）を認めること。

- ・移行認可された一般社団・財団法人については、公益目的支出計画を確実に実施することが義務付けられており、その対象事業は公益性が担保されている。公益目的支出計画実施期間中は、従来の特例民法法人において認められていた措置と同様に、みなし寄附金（所得金額の20%を損金算入）が措置されることを要望する。
- ・移行一般法人にみなし寄附金を認めることは、公益目的支出計画に記載された実施事業等（公益目的事業、特定寄附等）の確実な実施を通じ、民による公益の推進に資することになり、公益の裾野を広げることにつながるものと

考える。

関連条項：法人税法 37 条 5 項

3 奨学金借用証書に係る印紙税

○公益法人が公益目的事業として行う奨学金貸与事業において、奨学金の借用証書にかかる印紙税を非課税とすること。

- ・奨学金の借用証書は、印紙税法では消費貸借に関する契約書に該当し（別表第一）、貸与総額に応じた印紙税を納付しなければならないとされている。
- ・昨今の経済環境下、学資負担が困難な家庭が急増している中、公益法人等非営利法人による奨学金は、ますます重要な役割を果たしている。
- ・社会的に意義ある貸与型奨学金の奨学金借用証書を、金銭消費貸借契約と同等に扱い、課税文書としていることには大きな違和感を覚える。
- ・たとえば、独立行政法人の日本学生支援機構や自動車事故対策機構からの借用証書は、非課税とされている。同種の貸与金でありながら、貸与団体の組織的な形態により違いがあることは不合理である。

関連条項：印紙税法別表第三

以上



「公益財団法人 公益法人協会」（理事長・太田達男）は、1972（昭和47）年に総理府（現総務省）の許可を受け、民間の出捐により設立された公益法人です。新公益法人制度の施行にともない公益認定を取得し、2009（平成21）年4月から公益財団法人として新たにスタートいたしました。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとして掲げています。提言活動では、現代社会において非営利公益団体の役割は不可欠との視点から、一貫して民間公益活動の活性化策、支援策の充実強化を主張してきました。